

有機廃液管理責任者の変更に関するお願い

有機廃液管理責任者の変更がある場合は、以下の手続きをして「有機廃液管理責任者の変更届」を環境安全研究管理センターに提出してください。

その際、「大阪大学実験系廃液処理要項*」に基づき「有機廃液管理責任者の変更届」に部局長の押印をお願いします。（※自署の場合㊟不要）

また、新責任者に関係書類等の引き継ぎをお願いいたします。

有機廃液管理責任者の責務

- 部局内の有機廃液処理申請の取りまとめと環境安全研究管理センターへの申請
- 受渡時の立会い
(火気注意、漏れチェック、数量確認、確定数量の部局会計係への連絡等)
- 環境安全研究管理センターからの有機廃液処理に関する情報を部局内に伝達
- 部局内の有機廃液回収に関する問い合わせについて対応

※「大阪大学実験系廃液処理要項」抜粋

3 廃液管理責任者

- (1) 無機廃液及び有機廃液の貯留並びに処理に関して、専門的に指導させるために、関係部局に無機廃液管理責任者及び有機廃液管理責任者（以下「廃液管理責任者」という。）を置くものとする。
- (2) 廃液管理責任者は、関係部局の長が選出し、環境安全研究管理センター長（以下「センター長」という。）に推薦するものとする。